

経済産業省の取引環境改善への取組について

経済産業省 九州経済産業局 産業部 取引適正化推進室

中小企業取引対策事業

令和7年度予算案額 29億円（28億円）

中小企業庁事業環境部取引課

事業の内容

事業目的

賃上げの原資確保に向けて、原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、中小企業の取引環境の改善のため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）の厳正な執行や相談窓口の運営、下請Gメンヒアリングによる取引実態の把握等を通じ、中小企業の取引適正化に取り組む。

事業概要

中小企業の取引適正化を図るために、以下の取組を行う。

（1）下請法の厳正な執行

下請法に基づく書面調査を実施するほか、法執行に必要な体制を構築

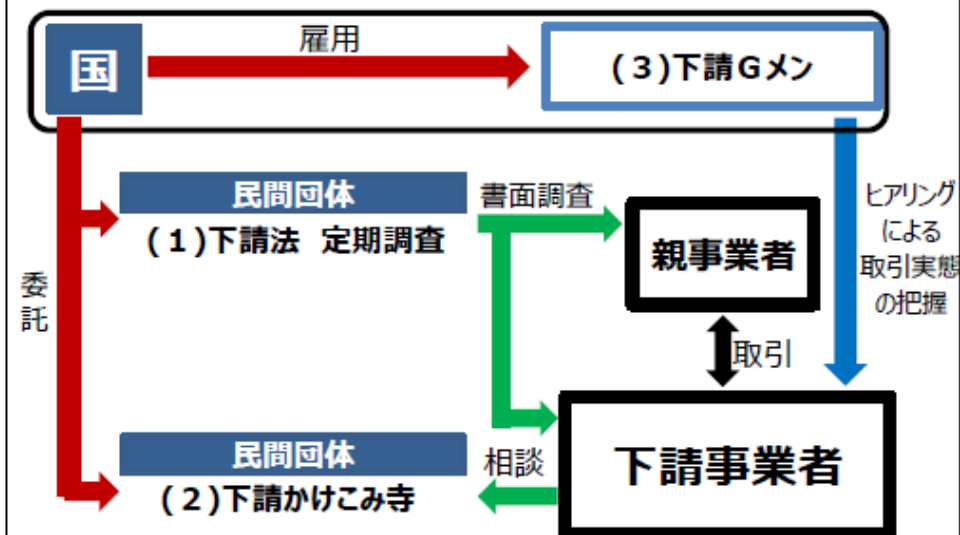
（2）下請かけこみ寺における相談対応

中小企業の取引上の悩みについて、無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」を運営

（3）下請Gメンによるヒアリング調査

取引実態を把握するため下請Gメンによる中小企業へのヒアリング実施

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

約5万件の発注側事業者・約20万件の受注側事業者に対して調査を行う。また、下請Gメンによるヒアリングを年間1万件以上実施し、中小企業の取引実態を把握する。

これらの施策により、下請法違反の発見及び改善指導を含め、価格交渉と価格転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

取引適正化のための施策（法律、自主的な取組み、機運醸成）

1. 法律の厳正な執行

- ① **下請法（下請代金法）**（下請代金の減額や、買ったたき等を禁止する規制法。公取委が主管、中企庁も執行を共管。）
- ② **下請振興法**（望ましい下請取引の在り方「振興基準」を策定し、事業者に指導・助言。中企庁が主管。）
- ③ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）

2. 自主的な取引適正化の促進

- ① 業界団体による、取引適正化のための**自主行動計画**の策定、遵守。29業種・79団体 ※2024年12月現在
- ② 各企業・経営者によるパートナーシップ構築宣言(59,000社超)

3. 価格交渉・価格転嫁の周知・徹底、機運醸成

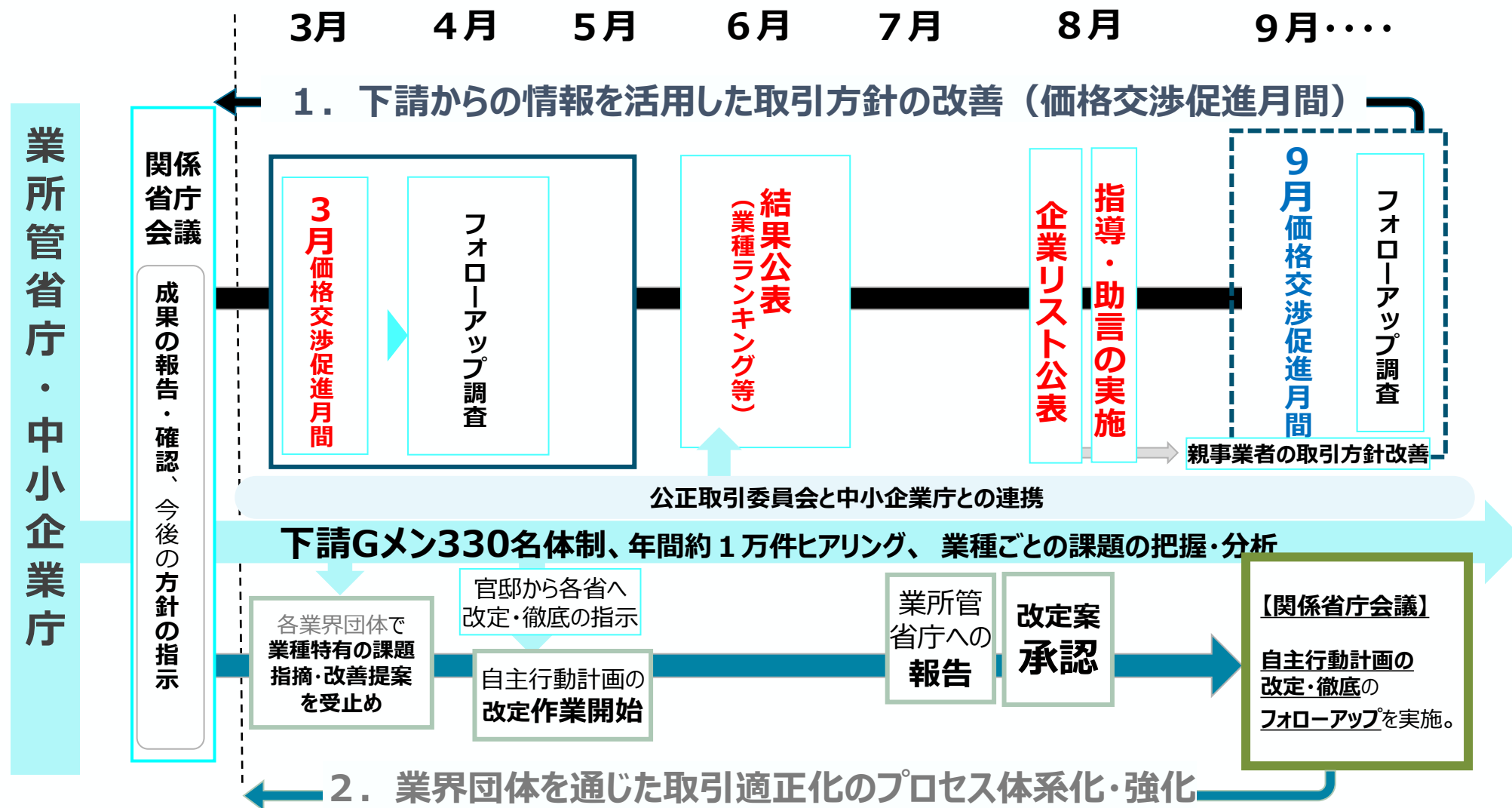
- ① **価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。**毎年9月、3月に実施**し、その後、実態調査、社名公表等）
- ② 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（周知・徹底、振興基準改定）

4. 取引実態把握

- ① **下請Gメン（令6:全国330名）**が、取引実態をヒアリング（年間 約1万2千件）。**法執行・制度改善に活用**
- ② 各省における取引実態把握（例：物流・トラックGメン）

取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 毎年2回（3月・9月）の「価格交渉促進月間」の取組みにより、下請中小企業から情報を収集し、その結果の公表、指導・助言等により、**個別企業の取引方針の改善を促してゆく**。
- 各業界団体においては、下請Gメンによる情報収集、課題分析に基づく**改善指摘**を踏まえ、**取引適正化のための「自主行動計画」**の改善・徹底、毎年のフォローアップにより、**業界全体での取引適正化**に取り組む。



価格交渉促進月間

- サプライチェーン全体で適切に利益を共有し、雇用の約7割を支える中小企業の賃上げを実現するためにも、下請中小企業が負担するコストの適切な価格転嫁が必要不可欠。
- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」として設定。2024年9月で7回目。

＜価格交渉促進月間ポスター＞



価格転嫁を実現し、
サプライチェーン全体の
成長へ。

発注側が受注側からの
価格交渉に応じるのももちろんのこと、
発注側から自ら積極的に声がけし、
協議を行うことも重要です。

2023年9月価格交渉促進月間の成果

項目	状況	達成率
価格交渉の状況	交渉が行われた	58.5%
価格転嫁の状況	一部でも価格転嫁ができた	63.0%

3月と9月は
価格交渉促進月間

中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が受け付けます。
下請かけこみ番 ☎0120-418-618

経済産業省 中小企業庁 価格交渉促進月間

＜石破首相所信表明演説（2024年10月）＞

（演説抜粋）
四 国民を守る
物価高に負けない賃上げ

日本の経済を守り、国民生活を守り抜きます。
生鮮食品、エネルギーなどの物価高に国民の皆様は直面しておられます。物価上昇を上回る賃金上昇を定着させ、国民の皆様は生活が確かに豊かになったとの思いを持っていただかなければなりません。
日本経済がコストカット型の対応を続けてきた「失われた三十年」とコロナ禍での苦難の三年間を乗り越え、経済状況は改善し、賃金もようやく上がるようになってきました。しかしながら、国民の皆様は安心して消費をしていただける経済になるまでは道半ばです。
こうした中、賃上げと人手不足緩和の好循環に向けて、一人一人の生産性を上げ、付加価値を上げ、所得を上げ、物価上昇を上回る賃金の増加を実現してまいります。適切な価格転嫁と生産性向上支援により最低賃金を着実に引き上げ、二〇二〇年代に全国平均一五〇〇円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けます。

高付加価値のモノとサービスを、グローバル市場において、適正な価格で売ることのできる経済を実現します。輸出企業の競争力を強化し、中小企業を中心とする高付加価値化、労働分配率の向上、官民挙げての思い切った投資を実現します。

物価上昇を上回って、賃金が上昇し、設備投資が積極的に行われるといった成長と分配の好循環が確実に回り出すまでの間、足下で物価高に苦しむ方々への支援が必要です。
こうした物価高への対応に加えて、成長分野に官民を挙げての思い切った投資を行い、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現を図るため、経済対策を早急に策定し、その実現に取り組みます。
当面の対応として、物価高の影響を特に受ける低所得者世帯への支援や、地域の実情に応じたきめ細かい対応を行うこと、構造的な対応としてのエネルギーコスト上昇に強い社会の実現など「物価高の克服」。（以下略）



(参考) 2024年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、**多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備**のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年9月で7回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁の実施状況**について、中小企業に対して「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施。必要に応じて**大臣名での指導・助言**等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、**2024年4月～2024年9月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 **30万社**

○調査期間 **2024年9月25日～11月11日**

○回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ54,430社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社

※参考：**2024年3月調査：46,461社**（延べ67,390社）

2023年9月調査：36,102社（延べ44,059社）

○回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

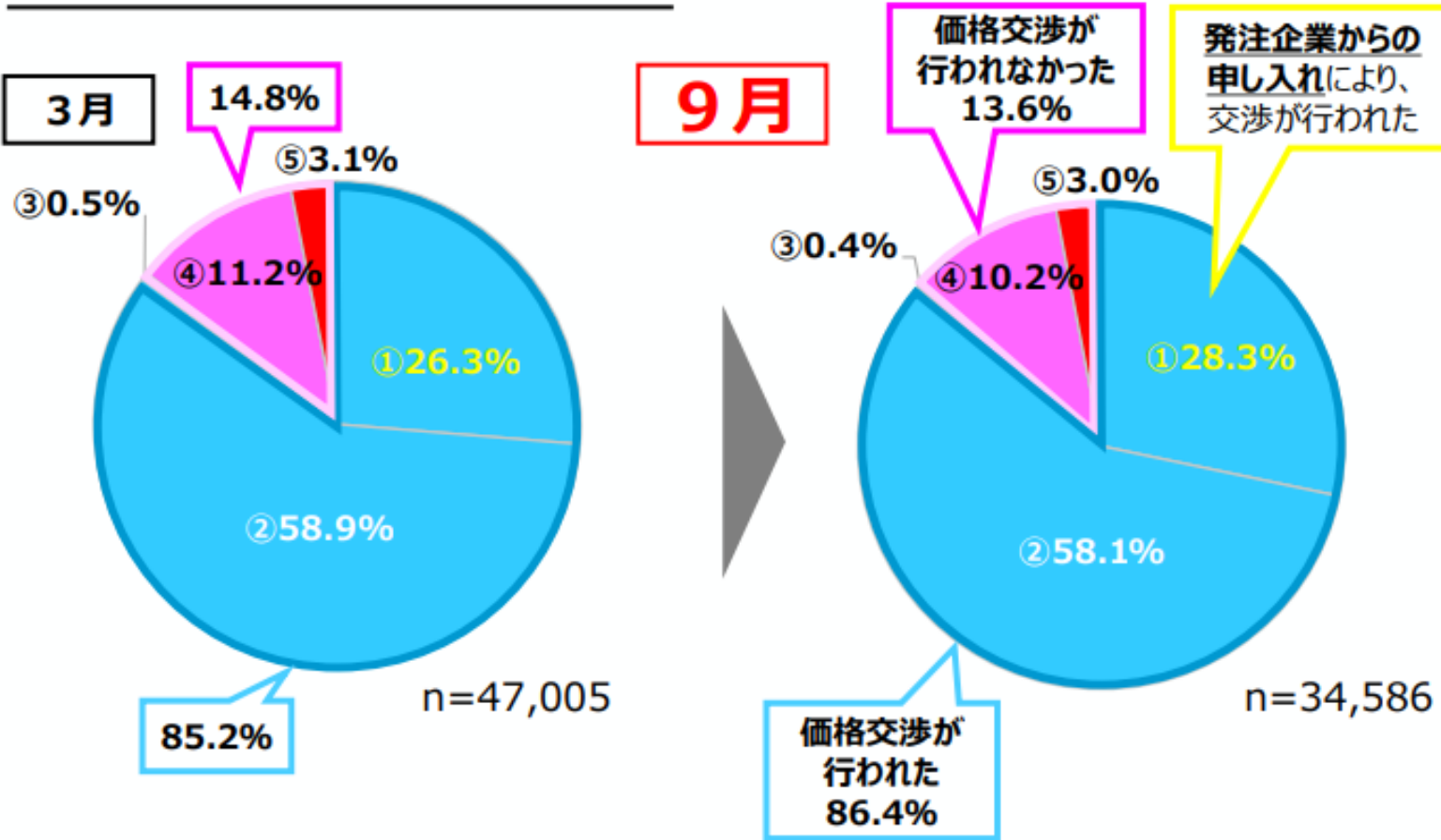
○調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）

○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

価格交渉の状況 ※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 2 ポイント増の28.3%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 1 ポイント増の86.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回14.8%→13.6%）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



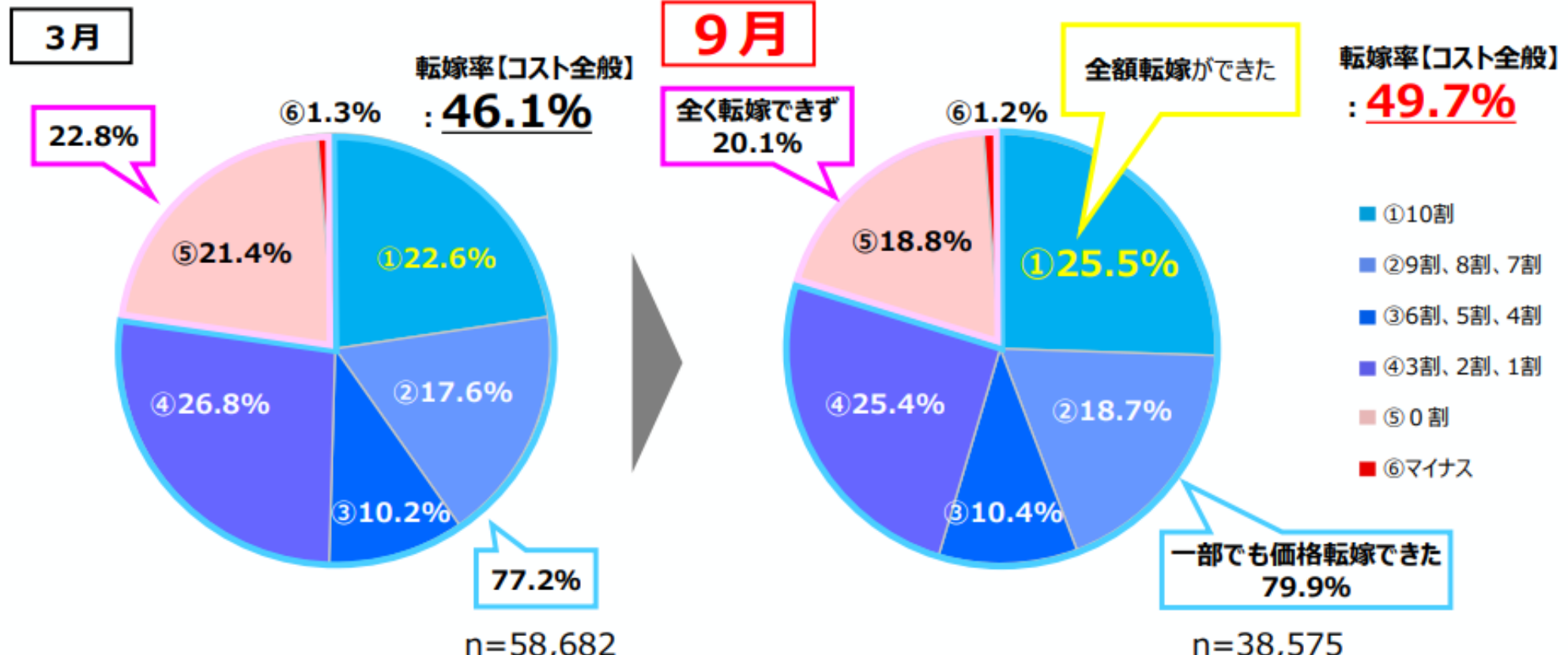
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

2024年9月 価格交渉促進月間 フォローアップ調査結果 ②

価格転嫁の状況 ※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

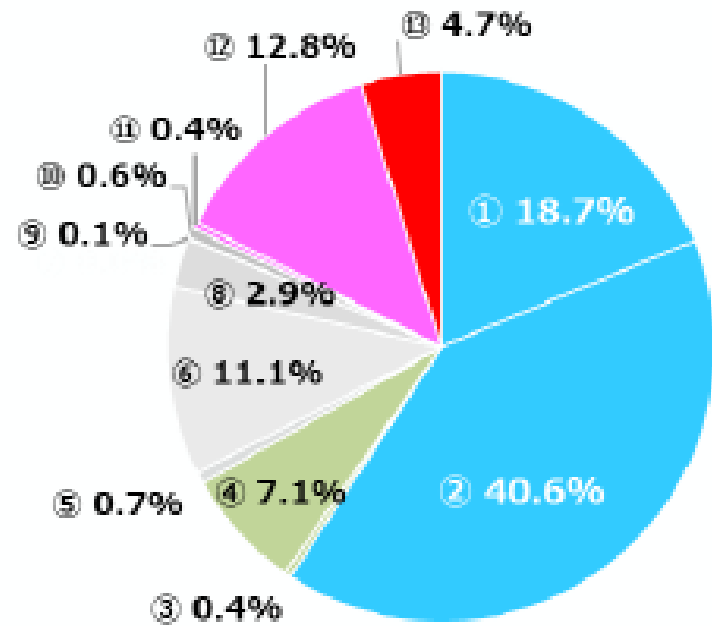
- コスト全体の価格転嫁率は**49.7%**、今年3月より約**3ポイント増加**（前回46.1%→49.7%）。
- 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。

直近6か月間における価格転嫁の状況



トラック輸送

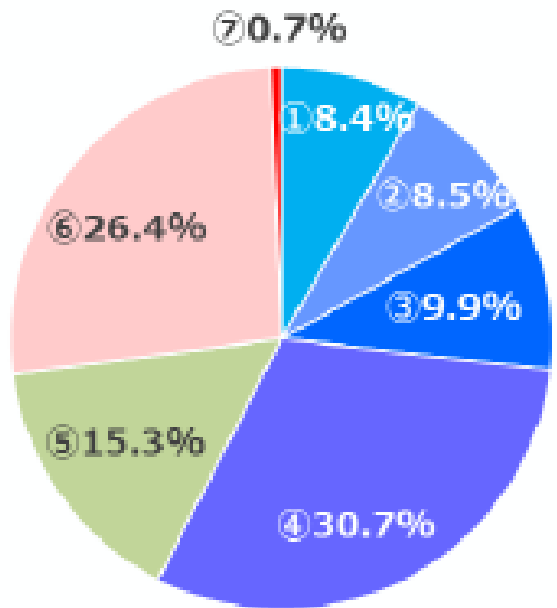
直近6か月間における 価格交渉 の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑫	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑬	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6か月間における 価格転嫁 の状況【コスト全般】

n = 1,626



① 10割 ② 9～7割 ③ 6～4割
④ 3～1割 ⑤ 転嫁不要
⑥ 0割 ⑦ マイナス

転嫁率：29.5%

最近の動向

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」

(2025年1月16日)

- 参加企業より、価格交渉・転嫁の厳しい実態や、中小企業の利益を損ねる商慣習等について報告あり。
- 石破総理より関係大臣へ、価格転嫁、取引適正化の徹底に向けて、更なる対策を講じるよう指示。

参加企業（順不同・敬称略）

- ① 磨棒鋼（みがきぼうこう）工業組合【東京 製造業】
理事長 多田 茂
- ② （株）セキュリティー【岐阜県 警備業】
代表取締役会長 幾田 弘文
- ③ 富士電子工業（株）【大阪府 製造業】
代表取締役社長 渡邊 弘子
- ④ （株）ロッキー【熊本県 小売業】
代表取締役社長 竹下 光伸
- ⑤ （株）吉村【品川区 製造業】
代表取締役社長 橋本 久美子
- ⑥ （株）フジワラテクノアート
【岡山県 製造業】
代表取締役副社長 藤原 加奈

政府出席者

- ① 石破 内閣総理大臣
- ② 赤澤 新しい資本主義担当大臣
- ③ 武藤 経済産業大臣
- ④ 橘 内閣官房副長官
- ⑤ 青木 内閣官房副長官
- ⑥ 矢田 総理大臣補佐官



総理の締めくくり発言の要旨（価格転嫁・取引適正化関係）

「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」（2025年1月16日）

1. 中小企業が**価格転嫁できるような仕組み**、あるいは、価格転嫁を阻害する**商慣習の一掃**に向けて、

①各業界において、

- ・下請法違反が無い（自主）点検をする
 - ・違反があって（中小企業が）不利益を受けた場合にいかに補償されるか
- ということも考えていかなければならない。

②サプライチェーンの頂点となる企業や業界に対して、

- ・直接の取引先の**更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定**をしてもらなければならないし
- ・それが**隅々まで伝わるように（情報発信を）**していかなければならない。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する**指針**」の**遵守**の徹底
を関係大臣に願います。

2. 国・自治体の委託・請負契約でも適切に価格交渉・転嫁がなされているのか。

（コストが上がった場合に）**適切に価格交渉・転嫁に応じる**ように各省庁にお願いしたい。

3. 「**協議に応じない価格決定**」などの**禁止**を基本とする、**下請法改正法案**は**なるべく早く国会に提出**し、価格転嫁・取引適正化を更に徹底していきたい。担当大臣にお願いしたい。

新たな取引適正化対策の全体像 (中小企業庁／2025年1月)

新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～ (1 価格転嫁)

取引段階 例

資本金
(例) 100億円

完成品
メーカー

資本金
(例) 10億円

組立メーカー
(一次下請)

資本金
(例) 3億円超

部品メーカー
(二次下請)

下請法
対象取引

資本金
(例) 5000万円

部品メーカー
(三次下請)

資本金
(例) 2000万円

部品メーカー
(四次下請)

課題: 頂点から、次の取引階層へ、更に深い階層への価格転嫁の浸透

課題: コスト上昇時の不十分な価格転嫁への対応。 厳正な法執行

課題: サプライチェーンの深い取引階層への価格転嫁の浸透

○企業の社名公表、指導・助言等

- ・発注企業ごとの交渉・転嫁の状況の公表、大臣名での指導・助言(価格交渉月間) (1月にも実施)

○多段階での連携 (下請振興法改正)

- ・3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の価格転嫁を促す。

○頂点企業への要請 (総理 指示)

- ・直接の取引先の更に先まで考慮した価格決定や、それが隅々まで伝わる情報発信を、各事業所管大臣から要請。

○行政指導の強化 (新たな運用)

- ・下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に協力を要請。

○下請法改正・執行強化 (下請法改正)

- ・「協議に応じない価格決定」等を新たに禁止する下請法改正(案)の検討。
- ・下請法執行: 公正取引委員会との連携強化(個別事件ごとの早期連携)、下請Gメンによる調査結果の活用。
- ・勧告を受けた企業へ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策の検討。

○法律適用の拡大

(下請法・振興法改正)

- ・資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

○行政指導の強化

(新たな運用)

- ・下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

新たな取引適正化対策の全体像 (中小企業庁／2025年1月)

新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～

(2 価格転嫁以外 (代金支払、型取引、知的財産 等))

取引段階 例

資本金
(例) 100億円

完成品
メーカー

資本金
(例) 10億円

組立メーカー
(一次下請)

資本金
(例) 3億円超

部品メーカー
(二次下請)

下請法
対象取引

資本金
(例) 5000万円

部品メーカー
(三次下請)

資本金
(例) 2000万円

部品メーカー
(四次下請)

課題: 下請法対象ではない取引から、
支払期間の短縮、現金払い化

課題: 支払い期間の更なる短縮、現金払い化。
型取引の適正化。知財保護の徹底。

課題: 深い取引階層まで、支払迅速化等の適正適正を浸透

○企業の社名公表等の拡大

(新たな運用)

- ・ 次回3月の価格交渉促進月間で、新たに、振込手数料や割引料の受注者負担の実態も調査。発注企業ごとに結果公表。

○多段階での連携・支払改善

(下請振興法改正)

- ・ 3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の支払条件改善を促す。

○行政指導の強化 (新たな運用)

- ・ 下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に、迅速な協力要請。

○手形利用の禁止、支払迅速化、型の対象拡大 (下請法改正・新たな運用)

以下の方向で検討。

- ・ 手形による代金支払いを禁止。
電子記録債権などは、支払期日までに満額現金化できないものは禁止。
- ・ 金型以外(木型・樹脂型・専用治具等)も新たに規制対象化。
型の所有権の所在にかかわらず、発注側が受注側に指示する「型の無償保管」を、下請法違反とガイドライン等に明示。

○知的財産に係る実態調査

(新たな運用)

- ・ 幅広い業種での知財取引の実態調査を行い、各種ガイドライン等の見直しを検討

○法律適用の拡大

(下請法・振興法改正)

- ・ 資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

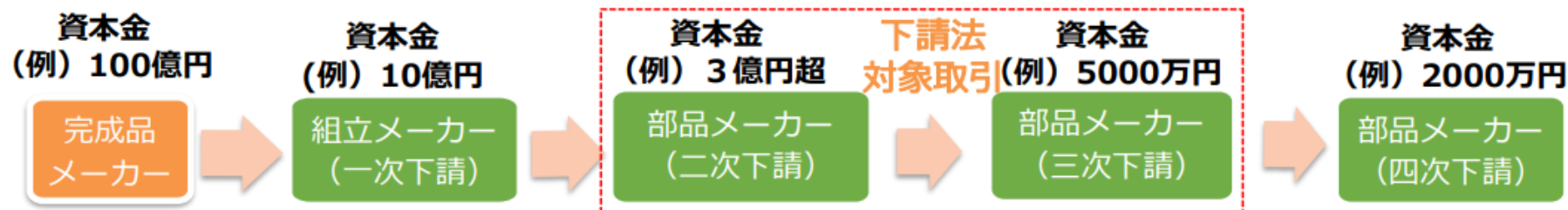
○行政指導の強化

(新たな運用)

- ・ 下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

新たな取引適正化対策の全体像 （3 **商慣行**も含めた、**業界全体の課題**への対応）

～ 個別の企業間取引の是正に加え、業界全体による、業界固有の商慣行に即した、自主的な取引適正化を促進～



課題:

- ・ 価格転嫁が厳しい業界あり。 業界構造や、商慣習を踏まえた、業界全体での対応が必要。
- ・ 業界ごとに、受注者の利益を損ねる商慣習あり。（例:代金の一定割合を差引く「歩引き」、「協賛金、手数料等の強要」）

○業界ごとの自主的な取引適正化

- ・ 29業種・79の業界団体が、それぞれの取引慣行を踏まえた策定済みの自主行動計画に基づき対応。
- ・ 労務費指針など政府の対策を踏まえた適時の計画改訂や、遵守状況の調査など、業界全体で自主的に取り組む。

○業界全体での一層の取引適正化の徹底 （総理 指示）

- ・ 中小企業の価格転嫁、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向け、各 事業所管大臣が、各業界団体へ以下を要請。
 - ① 各業界において、下請法違反が無いかの自主点検や、違反があった場合の不利益の補償
 - ② サプライチェーンの頂点となる企業や業界における
 - ・ 直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定
 - ・ それが隔々まで伝わる情報発信
 - ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守の徹底
- ※各業界団体・企業が同時に取り組むことで、業界横断で取引適正化を徹底

參考資料

取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 29業種79団体 (令和6年12月3日時点)

自動車 (日本自動車工業会／日本自動車部品工業会)、
素形材 (日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／日本鍛圧機械工業会／日本工業炉協会／日本バルブ工業会)、
機械製造業 (日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会／日本鉄道車輛工業会)
航空宇宙 (日本航空宇宙工業会)、
繊維 (日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会)、
紙・紙加工 (日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会)、
電機・情報通信機器 (電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会)、
情報サービス・ソフトウェア (情報サービス産業協会)、
流通 (日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ボランティアチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会)、
家具・建材・住宅設備 (日本建材・住宅設備産業協会／アジア家具フォーラム／日本オフィス家具協会／日本家具産業振興会／全日本ベッド工業会／日本ガス石油機器工業会)、
金属 (日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会)

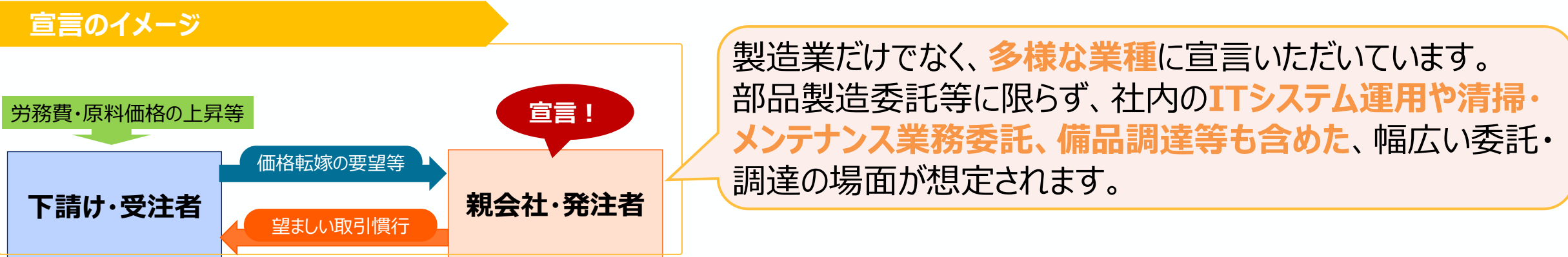
化学 (日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟)、
警備 (全国警備業協会)、
通信 (電気通信事業者協会)、
放送コンテンツ (放送コンテンツ適正取引推進協議会)、
トラック運送 (全日本トラック協会)、
建設 (日本建設業連合会)、
金融 (全国銀行協会)、
商社 (日本貿易会)、
印刷 (日本印刷産業連合会)、
造船 (日本造船工業会／日本中小型造船工業会)、
住宅 (住宅生産団体連合会)、
広告 (日本広告業協会)、
電力 (送配電網協議会)、
食品製造業 (食品産業センター／酒類業中央団体連絡協議会)、
食品卸売業 (日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／日本給食品連合会／全国給食事業協同組合連合会／全国青果卸売市場協会／全国魚卸売市場連合会)、
飲食業 (日本フードサービス協会)、
不動産管理業 (マンション管理業協会／日本賃貸住宅管理協会)、
その他のサービス業 (全国ビルメンテナンス協会)

パートナーシップ構築宣言の状況

「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

● 2025年2月3日現在、全国で59,305社、うち九州で、5,147社が宣言（全国比：8.63%）



	全国	九州	全国比	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
企業数	3,375,255	348,468	10.32%	131,240	22,405	38,267	46,830	31,999	31,900	45,827
パートナーシップ構築宣言数（2/3時点）	59,305	5,147	8.63%	2,122	306	620	474	575	278	772
パートナーシップ構築宣言の比率（%）	1.76%	1.48%	-	1.62%	1.37%	1.62%	1.01%	1.80%	0.87%	1.68%

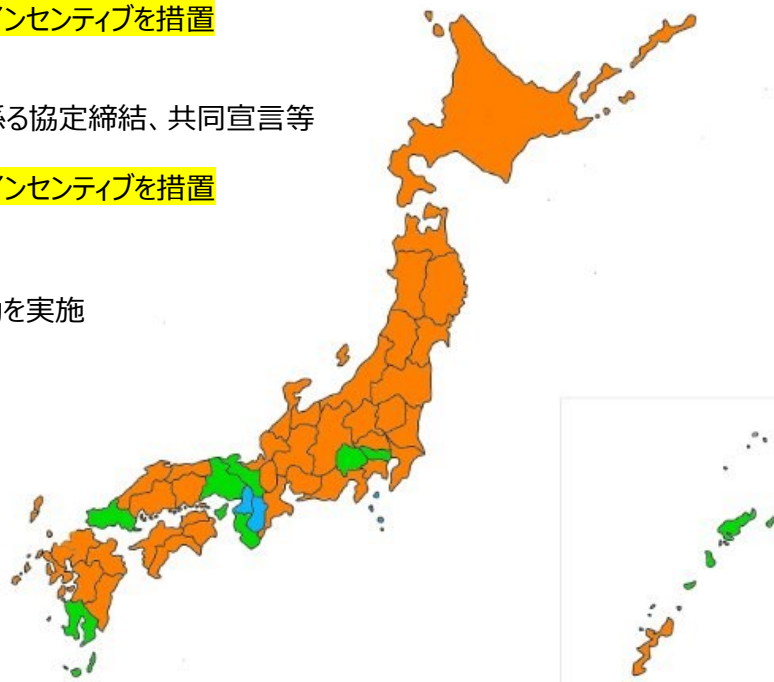
資料：総務省・経済産業省「令和3年度経済センサス・活動調査」再編加工、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト

パートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 全ての事業者「パートナーシップ構築宣言」を広げるため、「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が全都道府県まで拡大。

〈パートナーシップ構築宣言の各地域での拡大の現状（2025年2月7日時点）〉

- 経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
かつ
● 宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- 経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
または
● 宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- セミナー等による宣言の周知活動を実施



〈九州各県の主な支援の取組〉

■福岡県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。さらに、参加団体を拡大し、宣言の一層の拡大と取引適正化に向けた共同宣言を採択
- 宣言企業に対して補助金の加点措置
- 宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施

■佐賀県・熊本県・大分県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。
- 宣言企業に対して補助金の加点措置

■長崎県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
- 宣言企業に対して補助金の加点措置
- 宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施

■宮崎県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
- 宣言企業に対して補助金の上乗せ措置

■鹿児島県

- 宣言の登録促進に向けて、説明会での広報、県内企業へアンケート調査を実施
- 県・国・県内団体が参加し、円滑な価格転嫁の推進に向けた意見交換会を開催
- 宣言企業に対して補助金の加点措置

価格交渉、価格転嫁について、学び相談できる場

- 中小企業の方々が **取引先との理想的な関係構築をサポート** するために、講習会や相談窓口を設置。

○ 価格交渉、下請法に関する講習会

価格交渉講習会	下請法講習会
発注側企業と受注側企業との適正な価格に基づく取引を推進することを目的に、価格交渉を行う際に準備すべき交渉材料や、適切な価格での取引を実現するためのテクニックを、価格交渉のプロが徹底解説する講習会の開催。	下請取引の適正化を図ることを目的に、代金支払いの遅延や買い叩き、過度な値引き要請、返品などといった下請代金支払遅延等防止法の違反事例や、その対応策を解説する講習会の開催。

受講申込は、中小企業庁 適正取引支援サイトからお願いします。



適正取引支援サイト



価格交渉講習会 → <https://tekitorisupport.go.jp/kakakukoushou/>
下請法講習会 → <https://tekitorisupport.go.jp/shitauke/>

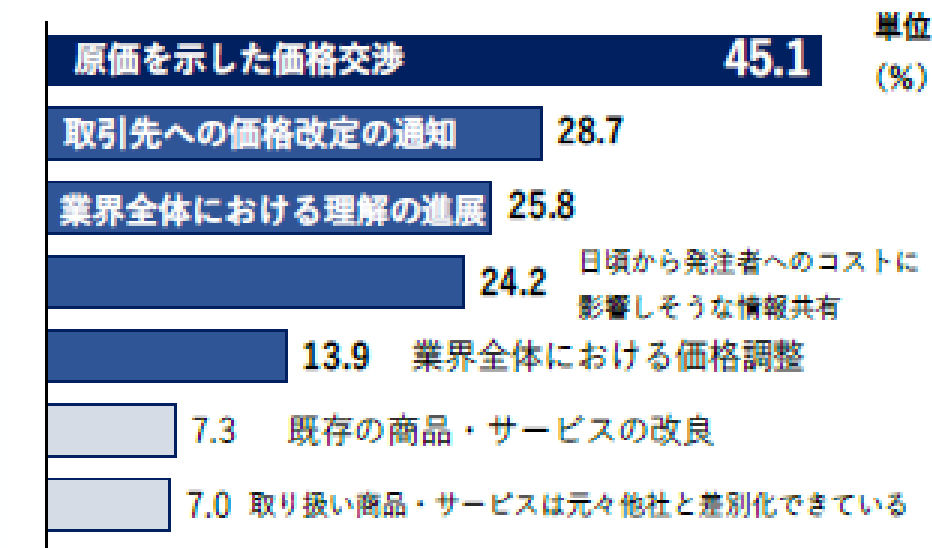
○ 相談・トラブル等に対応する相談窓口

価格転嫁サポート		相談窓口
● よろず支援拠点 「価格転嫁サポート窓口」 適切に価格交渉・価格転嫁できる環境を整備するために、全国47都道府県に設置しているよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、 下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押し 。	● 商工会議所・商工会等による支援 商工会議所・商工会等へ価格交渉ハンドブックを配布、 支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行い、中小企業の価格転嫁を支援 する全国的なサポート体制を整備。	● 下請かけこみ寺 下請取引の適正化を推進することを目的として、全国48カ所に設置し 中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員が解決に向けて、サポート を行っている。 ● 公正取引委員会、中小企業庁及び地方経済産業局においても下請取引の相談に対応。

よろず支援拠点 ～ 価格転嫁サポート窓口～

- 中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大等の様々な経営課題に対して、地域の支援機関と連携しながら無料で相談を受けるワンストップ窓口として、平成26年より各都道府県に1カ所ずつ「よろず支援拠点」を設置。
- 令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、**価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援**を実施。

価格転嫁ができた理由（複数回答）



単位
(%)

・原価管理に係る**基礎支援**

原価管理の目的と
その算出に係る考え方、製品原価の算出に**必要な情報の把握手法等**について助言。

・**実践的な提案**

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。

＜価格転嫁サポート窓口のイメージ＞



(出典) 株式会社帝国データバンク資料
(2023/2/9 特別企画：
価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

下請かけこみ寺

- **下請代金の減額**や消費税の転嫁など**企業間取引に係る各種相談への対応**や**裁判外紛争解決手続**を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び**全国**47都道府県に「**下請かけこみ寺**」を設置。

企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。

